

監査の結果により講じた措置について（公表）

記

- | 監査の結果 | 措置の内容 |
|--|--|
| <p>財務に関する事務
(要望事項)</p> <p>(1) 生活改善事業資金貸付金の返還において、債務者による納付が長期間なされないものがある現状を踏まえ、「平塚市債権管理指針」に基づき債務者の資力や生活の状況などに応じた適切な対応を図られたい。</p> <p>また、同事業において、様々な事情により納付が困難となった債務者に係る県への償還については、その償還の免除や軽減など、市の負担軽減につながる検討を他市町村と連携して県に働きかけることを望むものである。</p> | <p>財務に関する事務</p> <p>(1) 債務者による納付が長期間なされない生活改善事業資金貸付金の返還については、「平塚市債権管理指針」を踏まえ、滞納者の状況に合わせた適切な対応を、引き続き検討してまいります。また、県に対する償還免除等の働きかけについては、他の自治体の状況確認と併せ、当該事業に係る県が行うヒアリングの機会等で申し入れをしてまいります。</p> |

